

定期報告概要書がインターネットで閲覧できます

建築基準法に基づく

令和6年3月26日（火）から

定期報告概要書 電子閲覧システム運用開始！

「東京都定期調査・検査報告概要書電子閲覧システム」の運用を開始します。

従来の窓口に加え、自宅やオフィスにしながら、オンラインで定期報告概要書の閲覧※が可能となります。

閲覧できる定期報告概要書

定期報告概要書の種類

- 特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等

対象の区域

- 23区内の建築物（敷地内に延べ面積が1万㎡を超える建築物がある場合に限る。）
- 島しょの建築物
- 以下の市町村内の建築物

青梅市、昭島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

※ 閲覧には事前にシステムのアカウント登録が必要です。

〈 定期報告の電子受付について 〉

概要書の電子閲覧に加え、定期報告の電子受付に向けて準備を進めています。令和6年3月下旬から限定的な運用を開始する予定です。全般運用の開始については、改めてお知らせします。

〈 定期報告制度とは 〉

デパート、ホテル、病院など、不特定又は多数の者が利用する建築物等について、所有者等が専門資格者に定期的に調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告する制度です。

お問い合わせ先

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課

TEL : 03-5388-3344